

南山大学短期大学部学則

第1章 本学の目的および使命

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に則り、キリスト教世界観に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって「人間の尊厳のために」他者と共生しうる人物を育成することを目的とする。

② 前項に掲げる理念の基に、実践的な英語能力を運用し、広い視野をもって国際社会で行動できる人物を養成することを目指す。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検および評価を実施するものとする。

② 自己点検および評価の実施体制ならびに方法については、別に定める。

第2章 学 科

第2条 本学に次の学科をおく。

英語科

第3章 学年、学期および休業日

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3条の2 1年間の授業を行う期間は、原則として、定期試験等の期間を含め35週にわたることとする。

第4条 学年をわけて次の2学期4クォーターとする。

春学期 4月1日から9月15日まで

第1クォーター 4月1日から6月5日まで

第2クォーター 6月6日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

第3クォーター 9月16日から11月15日まで

第4クォーター 11月16日から翌年3月31日まで

第5条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日（11月1日）

春期休業日 3月5日から3月25日まで

夏期休業日 7月20日から9月19日まで

冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

臨時休業日はその都度これを定める。

- ② 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

第4章 授業科目

第6条 本学の授業科目として、基本科目および英語科科目を開設する。

- ② 前項の授業科目名称および単位数は別表第1のとおりとする。

第7条 教育職員の資格を得ようとする者のため教職に関する科目をおく。

- ② 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく学科ならびに認定を受けた免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第5章 履修方法および単位認定

第8条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年をこえて在学することはできない。

- ② 前項の修業年限および第23条の休学期間の計算においては、第4条の各クォーターは、3ヶ月とみなす。

第9条 授業科目は、履修方法に従い、必修科目と選択科目の2種にわけらる。

- ② 前項の種別に選択必修科目および自由科目を追加することができる。

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- 1 講義による授業科目は、15時間をもって1単位とする。
- 2 外国語および演習を主とする授業科目は、30時間をもって1単位とする。
- 3 実習、実験および実技を主とする授業科目は、45時間をもって1単位とする。ただし、教育実習については、30時間をもって1単位とする。

第11条 各学科の修得すべき単位数は、表1、表2のとおりとする。

表1 卒業必要単位数

学 科	単 位 数
英 語 科	62

表2 科目種類別必要単位数

学 科	基本科目	英語科科目
英 語 科	16	46

第12条 授業科目履修に関する規程は別に定める。

第13条 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修しなければならない。

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ単位を与える。

第15条 履修成績の評価は次のとおりとする。

秀	A ⁺	(100点～90点)	} 合 格
優	A	(89点～80点)	
良	B	(79点～70点)	
可	C	(69点～60点)	

- 不可 F (59点～0点) 不合格
- ② 前項の定めにかかわらず履修成績の評価は、次のように表すことができる。
- P (Pass) 合格
- F (Failure) 不合格
- ③ 本条第1項および第2項の履修成績F(不合格)以外に、次の各号のいずれかに該当する場合は、不合格とする。
- 1 試験欠席(「南山大学試験規程」により実施される定期試験、追試験、再試験またはそれらに準ずる試験に欠席した場合、X)
 - 2 欠席過多(授業の欠席過多により当該授業科目の成績評価が不合格と判定された場合、S)

第16条 本学は教育上有益と認めるときは、学生の入学前および入学後にかかわらず次の各号に定めるものを合わせて15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 1 他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位
 - 2 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修
- ② 前項に関する規程は別に定める。

第6章 学生定員

第17条 本大学の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
英 語 科	0	0
合 計	0	0

第7章 卒業および学位授与

第18条 本学に2年以上在学して学科所定の単位を修得した者には学長が卒業を認め、短期大学士の学位を授与する。

第8章 入学、転入学、再入学、休学、留学および退学

第19条 入学期は学期の始めとする。

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者およびこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- 5 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 8 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第21条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

- ② 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
- ③ 前項の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他の納入金を納付しなければならない。
- ④ 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

第22条 本学への転入学、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、転入学については学年の始めにおいて、再入学については学期の始めにおいて、相当年次に入学を許可することがある。

- ② 前項により本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。
 - 1 大学に1年以上在学した者（転入学）
 - 2 外国において学校教育における13年以上の課程を修了した者（転入学）
 - 3 本学を退学した者（再入学）
- ③ 転入学、再入学に関する事項については、別に定める。

第23条 病気その他の理由により長期にわたって欠席しようとするときは、その理由を記し、保証人連署のうえ学長の許可を得て休学することができる。

- ② 1回の休学期間は3カ月以上1年以内とする。ただし、休学期間は在学期間中、通算して2年をこえることができない。
- ③ 休学期間は第8条第1項ただし書に定める在学年限に算入しない。
- ④ 休学期間中は、授業料および施設設備費の全額を免除する。
- ⑤ 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

第23条の2 休学を許可された者は、休学期間満了とともに復学するものとする。

第24条 外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする者が保証人連署のうえ、その旨を願出たときは、留学を許可することができる。

- ② 留学期間は、第8条に定める修業年限に算入することができる。
- ③ 留学期間中、外国の大学において修得した単位については、第16条の定めを準用する。
- ④ 留学期間中、学生は授業料その他の学生納入金を全額納入しなければならない。
- ⑤ 留学に関する学内手続、その他については、別に定める。

第25条 病気その他の理由により退学しようとする者が保証人連署のうえ、その旨を願出たときは、退学を許可する。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。

第26条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- 1 授業料その他の納入金を納期を過ぎて完納しない者

- 2 身体虚弱または学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席が常でない者

第27条 本学の学生が、他の大学に転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

第9章 賞 罰

第28条 他の模範となる学生は、これを表彰する。これに関する事項については別に定める。

第29条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、学長が懲戒する。

- ② 前項の懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- ③ 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 1 性行不良で改善の見込みがない者
 - 2 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- ④ 懲戒に関する事項については別に定める。

第10章 科目等履修生および研修生

第30条 本学学生以外の者で本学における一部の授業科目を履修し、その単位取得を目的とする者のために、科目等履修生の制度をおき、また本学学生以外の者で、特定の科目につき、特定の教員による研修を目的とする者のために、研修生の制度をおく。

- ② 科目等履修を志願し、または研修生として入学を志願する者があるときは、学生の授業に支障がない限り選考の上、科目等履修または入学を許可する。
- ③ 科目等履修生および研修生に関する規程は別に定める。
- ④ 特別の規定がない限り、本学則の規定は、科目等履修生および研修生にも準用する。ただし、第18条の規定は準用しない。

第11章 学生納入金

第31条 学生は、別表第3に定める授業料その他の納入金を所定の期日に納めなければならない。

- ② 授業料その他の納入金の納入に関する事項については、別に定める。
- ③ 授業料その他の納入金の減免については、別に定める。

第12章 職員組織および教授会

第32条 本学に学長をおく。

第33条 本学の教育職員を分けて教授、准教授、講師および助教とする。

- ② 本学に事務職員および技能職員をおく。
- ③ 職員に関する規程は、別に定める。

第34条 本学に教授会をおく。教授会は、短期大学部に所属する教授をもって組織する。ただし必要に応じて、准教授および講師を加えることができる。教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- 1 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項
- ② 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項について審議し、意見を述べることができる。
- ③ 教授会に関する規程は、別に定める。

第13章 保健および衛生

第35条 職員および学生の保健、衛生を管理するために、保健室を設ける。

第36条 学生は、学年毎に本学保健室において、健康診断を受けなければならない。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、昭和47年3月31日以前に入学した学生については、別表第1、英語科、専門教育科目、1必修科目を除き、従前の学則による。

附 則

この学則の改正は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、昭和48年3月31日以前に入学した学生については従前の学則による。

附 則

この学則の改正は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和49年3月31日以前に入学した学生については従前の学則による。

附 則

この学則の改正は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、昭和50年3月31日以前に入学した学生については従前の学則による。

附 則

この学則の改正は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、昭和51年3月31日以前に入学した学生については、第4条および第5条を除き従前の学則による。

附 則

この学則の改正は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年3月31日以前に入学した学生については、別表第3は適用しない。

附 則

この学則の改正は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、昭和53年3月31日以前に入学した学生については、別表第3は適用しない。

附 則

この学則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和54年3月31日以前に入学した学生については、別表第3は適用しない。

附 則

この学則の改正は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和55年3月31日以前に入学した学生については、別表第3は適用しない。

附 則

この学則の改正は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、昭和56年3月31日以前に入学した学生については、別表第3は適用しない。

附 則

この学則の改正は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、昭和57年3月31日以前に入学した学生については、別表第3は適用しない。

附 則

この学則の改正は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、昭和58年3月31日以前に入学した学生については、別表第1の(1)一般教育科目人文の分野および別表第3は適用しない。

附 則

この学則の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第3の入学検定料については、平成3年度検定から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第23条、別表第1および別表第3の入学検定料については、平成5年度入学生から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日以前に入

学した学生については、従前の学則による。

附 則

この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3の入学検定料については、平成10年度検定から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第2条の規定にかかわらず、平成12年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
英 語 科	200人	400人
人間関係科	0人	100人

附 則

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2005(平成17)年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2006(平成18)年2月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、2007(平成19)年3月31日以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

この学則の改正は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2009年4月1日から施行する。ただし、別表第3の入学検定料については、2009年度入学試験から適用する。

附 則

この学則の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2011年4月1日から施行する。ただし、2011年3月31日以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、授業料および施設設備費については、この学則の別表第3を適用する。

附 則

この学則の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2017年4月1日から施行する。なお、英語科は2017年度から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

この学則の改正は、2018年4月1日から施行する。

別 表 第1 授業科目および単位

(1) 基本科目

必修科目

キ リ ス ト 教 学 I (1)	キ リ ス ト 教 学 II (1)
キ リ ス ト 教 学 III (2)	ラーニング・コミュニティ I (1)
ラーニング・コミュニティ II (1)	ラーニング・コミュニティ III (1)
ラーニング・コミュニティ IV (1)	

選択科目

か ら だ と 心 (2)	音 楽 (2)
舞 踊 と 文 化 (2)	美 術 (2)
日 本 国 憲 法 (2)	基 礎 体 育 A (1)
基 礎 体 育 B (1)	

(2) 英語科科目

必修科目

【コアトレーニング科目群】

Reading in English I (1)	Reading in English II (1)
Reading in English III (1)	Reading in English IV (1)
Presentation in English I (1)	Presentation in English II (1)
Presentation in English III (1)	Presentation in English IV (1)
Discussion in English I (1)	Discussion in English II (1)
Discussion in English III (1)	Discussion in English IV (1)
Writing in English I (1)	Writing in English II (1)
Writing in English III (1)	Writing in English IV (1)
Interaction in English I (2)	Interaction in English II (2)
Interaction in English III (2)	Interaction in English IV (2)

選択科目

English Workshop A (1)	English Workshop B (1)
Research Project A (1)	Research Project B (1)

【テーマ科目群】

必修科目

〈日本文化と日本語〉

日 本 文 化 (2) 日 本 語 表 現 (2)

選択科目

〈コミュニケーション〉

対人コミュニケーション (2) 非言語コミュニケーション (2)

異文化間コミュニケーション (2) スピーチコミュニケーション (2)

〈文化理解〉

海 外 事 情 (2) キリスト教文化 (2)

地 域 文 化 事 情 (2) メディアリテラシー A (2)

メディアリテラシー B (2) バイブルリーディング (2)

〈国際協力〉

国 際 関 係 論 (2) 多文化共生論 (2)

グローバル文化論 (2) 国際交流プロジェクト A (1)

国際交流プロジェクト B (1) ボランティアプロジェクト (2)

国際協力フィールドワーク (3)

【キャリアデザイン科目群】

アカデミックスキル A (1) アカデミックスキル B (1)

翻訳・通訳演習 A (1) 翻訳・通訳演習 B (1)

日本語教育入門 (2) 英語教育入門 (2)

小集団リーダーシップ (1) ビジネススキル演習 (1)

自己啓発 (1) コンピュータリテラシー (2)

(3) 教職に関する科目

教 職 入 門 (2) 発 達 心 理 学 (2)

教 育 原 論 (2) 英 語 科 教 育 法 (2)

道 徳 教 育 の 理 論 と 方 法 (1) 特 別 活 動 の 理 論 と 方 法 (1)

生 徒 指 導 論 (2) 教 育 相 談 (2)

教育実習（事前事後の指導を含む） (5) 教 職 実 践 演 習 （ 中 学 校 ） (2)

別 表 第 2 教 育 職 員 免 許 状 授 与 の 所 要 資 格 を 得 さ せ る た め の 課 程 を お く 学 科 な ら び に 認 定 を 受 け た 免 許 状 の 種 類

学 科	認 定 を 受 け た 免 許 状 の 種 類 中 学 校 教 諭 二 種 免 許 状
英 語 科	外 国 語 （ 英 語 ）

別 表 第3 入学金、授業料その他の納入金（第31条関係）

対象年度 入学者	区 分	納入金種別	英 語 科 (年額) 円
2013年度から 2017年度まで		授 業 料	718,000
		施 設 設 備 費	210,000
2018年度	学 科 学 生	入 学 金	300,000
		授 業 料	718,000
		施 設 設 備 費	210,000
		入 学 検 定 料	35,000 ^{*3}
	科 目 等 履 修 生	登 録 料	10,000 ^{*1}
		履 修 料	35,900 ^{*2}
		検 定 料	5,000 ^{*4}
	研 修 生	研 修 料	71,800
		検 定 料	5,000 ^{*4}

経済事情の変動により上記の入学金、授業料その他の納入金は変更することがある。

1. 登録料（*1）および検定料（*4）は学期の徴収額。ただし、通年科目は年額とする。
なお、通年科目および集中講義科目については、学期開講科目と同時に受講手続をする場合は、登録料および検定料を重ねて徴収しない。
2. 履修料（*2）は、1科目2単位につき徴収する。ただし、1科目4単位の場合は倍額（71,800円）を徴収する。
3. 入学検定料（*3）は35,000円とする。ただし、次のものを除く。

種 別	金 額
全学統一入試 (個別学力試験型) (センター併用型)	25,000円 + 15,000円 × (志願学科数-1)
センター利用入試	[前期日程] 20,000円 + 10,000円 × (志願学科数-1)
	[後期日程] 20,000円 + 10,000円 × (志願学科数-1)